

四万十市立学校給食センター調理等業務仕様書

四万十市立学校給食センター「スクールミールひがしやま」、「スクールミールなかむらみなみ」、「スクールミールぐどう」、「スクールミールにしとさ」の調理等業務の仕様は次のとおりとする。

(基本事項)

1 委託業務名

四万十市立学校給食センター調理等業務

2 委託業務内容

委託する業務内容は、次のとおりとする。

(1) 調理業務

(2) 食器、食缶、調理機器及び配送用コンテナの洗浄・消毒・保管業務

(3) ボイラーの運転管理業務（※「スクールミールひがしやま」のみ。ただし管理保守点検業務は委託業者が実施するためボイラー技士の配置は不要）

(4) 施設・設備の清掃及び点検業務

(5) 配送校への給食配送及び回収業務

(6) 衛生・安全管理業務

(7) 食材料管理及び残量の計測処理業務

(8) 前各号に付帯する業務

3 委託業務期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

4 履行場所及び調理食数等

別紙1または別紙1-1のとおり

※契約期間中の令和7年度に改築中の東山小学校校舎が完成（令和7年夏完成予定）することに合わせて、配送ルートが変更となります。（別紙2のとおり）

5 給食日及び日数

原則として月曜日から金曜日までの週5日とし、関係学校の春季、夏季、冬季休暇及び学校行事の日を除いた約200日とする。

6 業務時間

原則として午前7時45分から午後5時までとする。（午前7時45分検収開始）

ただし、この時間以外に業務を行う場合は、必要に応じ教育委員会と協議して定める。

7 記録の整理等

第2項に規定する業務ごとに教育委員会の指定する業務日誌・衛生管理に関する記録等の各種簿冊等を備え付け記録すること。

8 関係規定等の遵守

業務の遂行にあたっては、四万十市立学校給食センター衛生管理及び作業基準、四万十市立学校給食センター管理及び運営に関する要綱を遵守すること。

9 協議

円滑な学校給食の運営を図るため、受託者と教育委員会は必要に応じ、打合せ会を行う。

(個別事項)

10 調理業務

給食の調理に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 調理は、教育委員会の提示した「月別献立表」、「調理業務指示書」等に従い、教育委員会の用意した食材料を使用して行い、関係学校栄養教諭又は学校栄養職員（以下「学校栄養管理者」という。）による検査を受ける。
- (2) 調理を行う日及び調理食数は、教育委員会の指定に従うこと。
- (3) 献立によりアレルギー対応食の調理を行うこと。その際、対象の児童・生徒へ確実にアレルギー対応食を提供できるよう、提供方法について事前に学校栄養管理者と打合せを行うこと。また、学校栄養管理者等と日々連携をとりあうとともに、事故のないよう、調理従事者同士、互いに注意喚起等を行うこと。
- (4) 調理従事者は、学校給食の目的を理解する者で、施設毎に配置する業務責任者、業務副責任者及びその他の従事者で構成し、給食センター内で調理等の業務を行う。また、教育委員会が業務遂行上不適確と認めるときには、速やかに当該調理従事者について必要な措置をとること。
- (5) 調理業務に従事させる者の数は、副食及び米飯の調理業務に支障のない人数とすること。
- (6) 業務責任者は、給食センター内において、業務遂行上の責任者として調理従事者を指揮・監督し、教育委員会等との連絡調整を行う。
- (7) 業務責任者は、栄養士又は調理師の資格を有し、昼食に供する相当数の食数を一度に調理した業務経験が3年以上の者とする。
業務責任者は受託者の正社員あるいはこれに準じる者とする。
- (8) 業務副責任者は、業務責任者を補佐するとともに、業務責任者に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
業務副責任者は、栄養士又は調理師の資格を有するものとする。
- (9) 児童・生徒の昼食開始時間前から、2時間以内に最初の調理業務を終了すること。
- (10) 副食は、クラス・種類ごとに数が異なるので、十分な確認を行って配缶すること。
- (11) 当日調理する食材料及び調理した食品は、それぞれ 50g を保存食として摂氏マイナス 20℃以下で2週間保存用冷凍庫に保管すること。
- (12) 調理作業計画を立てるために、教育委員会が提示する献立について、学校栄養管理者及び業務責任者による事前打合せを行う。
事前打合せは、献立表を基に毎週末に1回行い、日々の献立については前日に作業行程等の確認を行う。
- (13) 業務遂行中に設備、機械の異常が認められたときは、直ちに必要な措置を講じて業務に支障を来たすことのないように努めること。

11 洗浄・消毒・保管業務

洗浄・消毒・保管に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 調理に使用した器具及び学校から回収された食器・食缶類並びにコンテナ等の洗浄を行うこと。
- (2) 洗浄された食器、食缶類を学校別、学級別に分けて数量確認のうえ、消毒保管すること。

12 ボイラーの運転管理業務（※「スクールミールひがしやま」のみ）

ボイラーの運転管理に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 機種：トモエ BH-L120 (1) 回路型
- (2) 燃料：灯油
- (3) ボイラーの点検及び機械室の清掃は随時実施し、故障の予防及び性能の維持に努める。
- (4) 業務遂行中に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講じて業務に支障を来たすことのないようにすること。
- (5) 機械の修理等を行う場合は、事前に教育委員会の了解を求め、その要請に従うこと。

13 施設・設備の清掃及び点検業務

給食センター施設及び全ての使用物品は、日常及び定期的に清掃、整頓を行い、清潔保持に努めること。また、学期ごと（春季、夏季、冬季休暇）に、調理用機械器具等の清掃、注油等の点検整備及び調理室、洗浄室、冷凍庫等の清掃、消毒、拭き取りを行うこと。

14 配送・回収業務

- (1) 給食センター併設校（東山小学校、中村南小学校、具同小学校、西土佐中学校）への配送・回収に関する事項は次のとおりとする。

ア 給食センターで調理した食品及び食器類を納めたコンテナを学校の給食時間に合わせて校舎内の所定の位置まで配送する（2階へは専用リフトを使用）。

イ 給食終了後、使用済みの食器・食缶類を納めたコンテナを校舎から給食センターに回収する。

- (2) その他の配送校への配送・回収に関する事項は次のとおりとする。

ア 教育委員会の所有するコンテナ及びコンテナ配送専用車両（以下「配送車」という。）を使用して行う。

イ 給食センターで調理した食品及び食器類を納めたコンテナを給食センターから各配送校に学校の給食時間に合わせて配送する。

コンテナが積み下ろしできない学校については、食器・食缶類を手渡しする。

ウ 給食終了後、使用済みの食器・食缶類を納めたコンテナを配送校から給食センターまで回収する。

エ 配送時間・配送コース及び回収時間・回収コースは別紙1-1または別紙2に定めるとおりとする。

オ 配送・回収について学校の都合により変更する場合がある。

カ 配送車の運転は、関係法令に規定する資格を有する者で、運転経験のある者を充てること。また、教育委員会が業務遂行上不適確と認めるときには、速やかに当該運転従事者について必要な措置をとること。

- キ 配送及び回収業務を円滑に行うため、並びに学校敷地内における児童・生徒の安全を確保するため、各配送車に配送補助員を1名添乗させ、2名1組で配送すること。
- ク 業務の実施において事故のないよう十分に注意をはらい、事故が発生したときは、直ちに適切な措置をとり速やかに教育委員会に連絡すること。
- ケ 交通事情に著しい変動が生じたときは、速やかに教育委員会に連絡すること。
- コ 調理従事者の中から配送・回収業務に関する責任者を定め業務の指揮監督にあたらせること。
- サ 各配送車に運転日誌を備え付け記録し、教育委員会に報告すること。月例報告書も同様とする。
- シ 業務開始前及び終了後に配送車の点検を実施し、車両内外の清掃に努めること。
- ス 配送車を使用しないときは、教育委員会の指定する場所に留置すること。

15 衛生・安全管理業務

衛生・安全管理に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 調理場等の設計概念（ドライシステム）を良く理解し、文部科学省、厚生労働省の定める基準を遵守し、衛生管理に努めること。
- (2) 調理従事者の中から食品衛生責任者を定め、衛生保安に努めること。
- (3) 業務中に着用する制服は白衣とし、勤務中以外は着用しないこと。
- (4) 諸疾病の原因となるハエ、ねずみ、ゴキブリ等、衛生害虫の駆除に努めること。
- (5) 調理従事者の日々の健康観察及び定期的健康診断を年1回以上、検便を毎月2回以上実施し、異常が発見されたときは、該当者の作業従事を禁止する。これに要する費用は、受託者の負担とする。
- (6) 業務責任者は、日常点検票（衛生管理チェックリスト）に基づき点検して記録をし、教育委員会に報告するものとする。
- (7) 残菜等のゴミについては、教育委員会の指示に従い処理すること。基本的には、残菜・野菜くず等の生ゴミは給食センター内のリサイクラーで処理し、その他ゴミは、教育委員会の指定する場所に指定する袋に詰めて廃棄する。
- (8) 退出の際は、電気・水道等の元栓を閉鎖し、火気その他異常の有無を確認し、点検表を提出すること。
- (9) 教育委員会又は保健所の行う衛生点検に基づく指示事項は、速やかに改善すること。
- (10) 受託者は、学校給食の運営が安全かつ円滑に実施できるよう、安全・衛生についての定期的な研修等を実施し、従事者の資質向上に努める。これに要する費用は、受託者負担とする。
- (11) 受託者は、調理従事者への食物アレルギーに関する基礎的知識の定着を図り、調理従事者間で事故防止の啓発、注意喚起ができる体制整備に努めること。
- (12) 食中毒の発生の疑い、異物混入その他委託業務に関して発生した問題の処理にあたるときは、業務責任者が教育委員会に直ちに報告し、その指示に従い対応する。
- (13) 教育委員会の定める衛生管理及び作業基準及び食中毒・食物アレルギー等対応マニュアルに従い業務を行うこと。
- (14) 給食センター内を清掃し、衛生的な環境を維持すること。

16 食材料管理及び残量の計測処理業務

食材料に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務に使用する食材料は、教育委員会が供与したものとする。
- (2) 供与された食材料は、自己の責任において衛生的かつ安全に食品庫等へ格納し、適正に保管すること。
- (3) 供与された食材料の使用量及び残量は、学校栄養管理者に報告するものとする。
- (4) 回収された残食量の計測を行い、学校栄養管理者に報告するものとする。

17 施設・設備の使用等

業務の履行にあたっては、次の条件により給食センターとその付帯設備及び器具等を使用して行うものとする。

- (1) 四万十市は受託者に対し、委託業務に必要な給食施設、設備、器具、配送車等について無償で貸与する。
- (2) 受託者は、上記の施設、設備、器具等並びに消耗品類を委託業務以外に使用してはならない。
- (3) 受託者は、上記の施設、設備、器具等を破損した場合は、直ちに教育委員会に報告し、その指示に従わなければならない。この場合、受託者の責めに帰すべき理由により当該破損が生じたときは、受託者がその損害を賠償する。

18 経費の負担区分

四万十市と受託者との委託業務に関する経費負担は次のとおりとする。

四万十市	受託者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食材費 ・ 施設設備及び調理機器の購入、保守 ・ 配送車の購入、保守及び燃料費 ・ 配送車の自賠責保険料及び任意保険料 ・ 光熱水費 ・ 食器、食缶類 ・ 消耗備品費（包丁、まな板、タライ、バット、スパテラ、プラケット、他） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費（洗剤、タオル、アルミホイル、アルミカップ、ラップ、ポリ袋、他） ・ 清掃用具（デッキブラシ、水切りワイパー、ほうき、他） ・ 薬剤（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、手洗用洗剤、他） ・ 被服類（白衣、帽子、ネット、エプロン、調理靴、長靴、使い捨て手袋、使い捨てエプロン、マスク他） ・ 細菌検査費 ・ 健康診断費 ・ 研修に関する経費 ・ 事務用品費 ・ 通信費（電話・FAXの設置含む。） ・ その他日々消耗する物資について、受託者の負担が適当と認められるもの（洗浄機用洗剤、機械用塩、厨房用洗剤、検収用ビニール袋、OK袋他）

※ 受託者が負担する備品・消耗品の調達に関しては、四万十市の指示に従うものとする。

19 損害賠償

受託者が業務の履行において、次の事項により四万十市に損害を与えた場合、市は受託者に損害賠償を求めることができるものとする。

- (1) 給食を原因とする食中毒が発生し、これが受託者の責めに帰する場合。

- (2) 受託者の故意または過失により、異物混入等の事故があった場合。
- (3) 受託者の故意または過失により、原材料等を損壊、紛失又は遺棄した場合。
- (4) 受託者の故意または過失により、配送中に交通事故等があり、給食が時間内に配送されず損害が生じた場合。

20 運営上の協力

受託者は、四万十市学校給食の運営方針を理解するとともに、以下の取り組みに誠意をもって協力するものとする。

- (1) 地産地消の推進（規格外農産物への対応）
- (2) 立入検査等への協力
- (3) 会議・研修会への出席
- (4) 食教育の推進（児童・生徒との交流、施設見学対応、学校行事への参加など）
- (5) その他本仕様書に定めのない学校給食業務に付帯する取り組み

21 その他

契約期間中に配送先の学校の変更の可能性がある。その際は改めて協議するものとする。

履行場所及び調理食数等

1 四万十市立学校給食センター「スクールミールひがしやま」

- (1) 所在地：四万十市佐岡 1229 番地 1（東山小学校に併設）
 (2) 構造等：鉄筋コンクリート造二階建（1F：404.23 m²、2F：152.88 m²）
 (3) 建築年月日：平成 14 年 3 月
 (4) 調理場方式：ドライシステム
 (5) 調理内容：米飯給食
 (6) 調理食数：R7 約 470 食、R8 約 445 食、R9 約 435 食
 (7) 配送校：

学校名	住所	食数		
		R7	R8	R9
東山小学校	四万十市佐岡 953 番地 1	約 335 食	約 320 食	約 310 食
下田小学校	四万十市下田 1542 番地	約 40 食	約 35 食	約 35 食
竹島小学校	四万十市竹島 3332 番地	約 55 食	約 55 食	約 50 食
八束小学校	四万十市間崎 1483 番地	約 40 食	約 35 食	約 40 食

- (8) 配送車：1 台

※上記の調理食数は令和 7 年度～令和 9 年度の見込みであり、若干の増減をする。
 以下の 3 センターについても同じ。

2 四万十市立学校給食センター「スクールミールなかむらみなみ」

- (1) 所在地：四万十市不破上町 1949 番地 1（中村南小学校に併設）
 (2) 構造等：鉄骨造二階建（1F：1,080.67 m² 2F：363.14 m²）
 (3) 建築年月日：平成 21 年 3 月
 (4) 調理場方式：ドライシステム
 (5) 調理内容：米飯給食
 (6) 調理食数：R7 約 1,580 食、R8 約 1,525 食、R9 約 1,490 食
 (7) 配送校：

学校名	住所	食数		
		R7	R8	R9
中村南小学校	四万十市不破上町 1949 番地 1	約 205 食	約 185 食	約 185 食
中村小学校	四万十市中村新町 3 丁目 20 番地	約 295 食	約 295 食	約 295 食
利岡小学校	四万十市利岡 137 番地	約 20 食	約 20 食	約 15 食
蕨岡小学校	四万十市蕨岡甲 6685 番地	約 30 食	約 30 食	約 30 食
大用小学校	四万十市大用 428 番地	約 30 食	約 30 食	約 30 食
東中筋小学校	四万十市国見 460 番地	約 60 食	約 60 食	約 60 食
中筋小学校	四万十市有岡 931 番地	約 45 食	約 45 食	約 40 食
中村中学校	四万十市中村東町 2 丁目 1 番 30 号	約 620 食	約 600 食	約 585 食
県立中村中学校	四万十市中村丸の内 24 番地	約 275 食	約 260 食	約 250 食

※中学校の食数は栄養摂取基準により 1.3 倍で積算

- (8) 配送車：4 台

3 四万十市立学校給食センター「スクールミールぐどう」

- (1) 所在地：四万十市具同田黒1丁目4番11号（具同小学校に併設）
- (2) 構造等：鉄骨造 平屋建（400.00㎡）
- (3) 建築年月日：平成28年3月
- (4) 調理場方式：ドライシステム
- (5) 調理内容：米飯給食
- (6) 調理食数：R7 約745食、R8 約735食、R9 約720食
- (7) 配送校

学校名	住所	食数		
		R7	R8	R9
具同小学校	四万十市具同田黒1丁目4番11号	約445食	約430食	約425食
中村西中学校	四万十市具同7058番地1	約300食	約305食	約295食

※中学校の食数は栄養摂取基準により1.3倍で積算

- (8) 配送車：1台

4 四万十市立学校給食センター「スクールミールにしとさ」

- (1) 所在地：四万十市西土佐用井1111番地1（西土佐中学校に併設）
- (2) 構造等：鉄骨造 平屋建（398.43㎡）
- (3) 建築年月日：平成23年3月
- (4) 調理場方式：ドライシステム
- (5) 調理内容：米飯給食
- (6) 調理食数：R7 約140食、R8 約130食、R9 約120食
- (7) 配送校

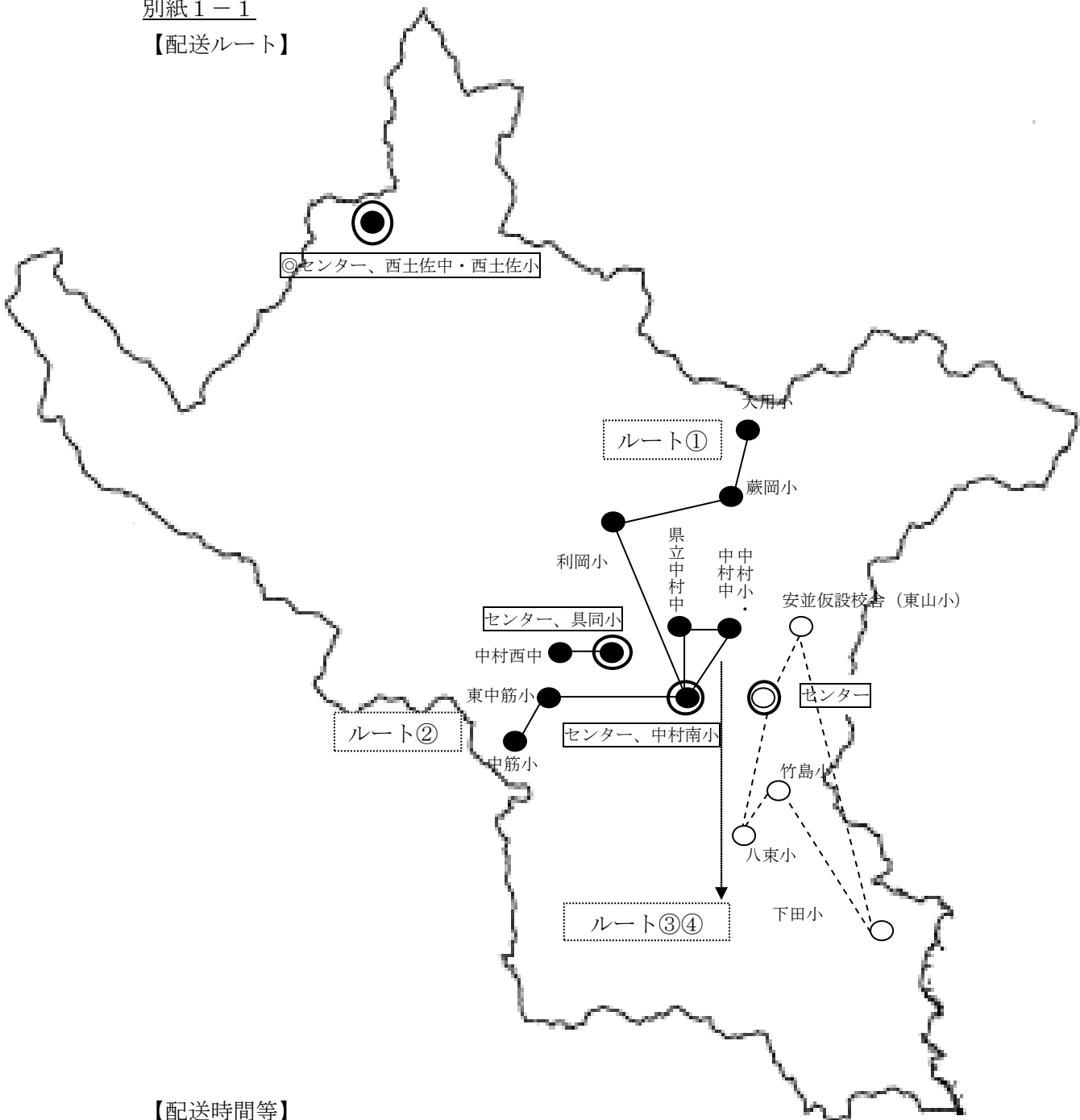
学校名	住所	食数		
		R7	R8	R9
西土佐小学校	四万十市西土佐用井1110番地33	約70食	約70食	約70食
西土佐中学校	四万十市西土佐用井1111番地1	約70食	約60食	約50食

※中学校の食数は栄養摂取基準により1.3倍で積算

- (8) 配送車：1台

別紙1-1

【配送ルート】



【配送時間等】

○ 四万十市立学校給食センター「スクールミールひがしやま」

	スクールミール ひがしやま	八束小学校	竹島小学校	下田小学校	安並仮設校舎 (東山小)	
配送	11:00	11:20	11:30	11:40	12:00	
	スクールミール ひがしやま	八束小学校	竹島小学校	下田小学校	スクールミール ひがしやま	安並仮設校舎 (東山小)
回収	14:15	13:55	13:45	13:35	13:20	13:10

○四万十市立学校給食センター「スクールミールなかむらみなみ」

ルート① 55-02

	スクールミール なかむらみなみ	利岡小学校	蕨岡小学校	大用小学校
配送	11:00	11:15	11:35	11:50
回収	14:00	13:45	13:25	13:10

ルート② 55-04

	スクールミール なかむらみなみ	東中筋小学校	中筋小学校
配送	11:15	11:30	11:40
回収	13:40	13:25	13:15

ルート③ 55-03

	スクールミール なかむらみなみ	中村小学校	高知県立中村中学校	スクールミール なかむらみなみ
配送	11:20	11:30	11:45	12:15
回収	13:15	13:25	13:25	13:50

ルート④ 79-20

	スクールミール なかむらみなみ	中村中学校	スクールミール なかむらみなみ
配送	11:30	11:40	11:50
回収	13:35	13:25	13:15

○四万十市立学校給食センター「スクールミールぐどう」

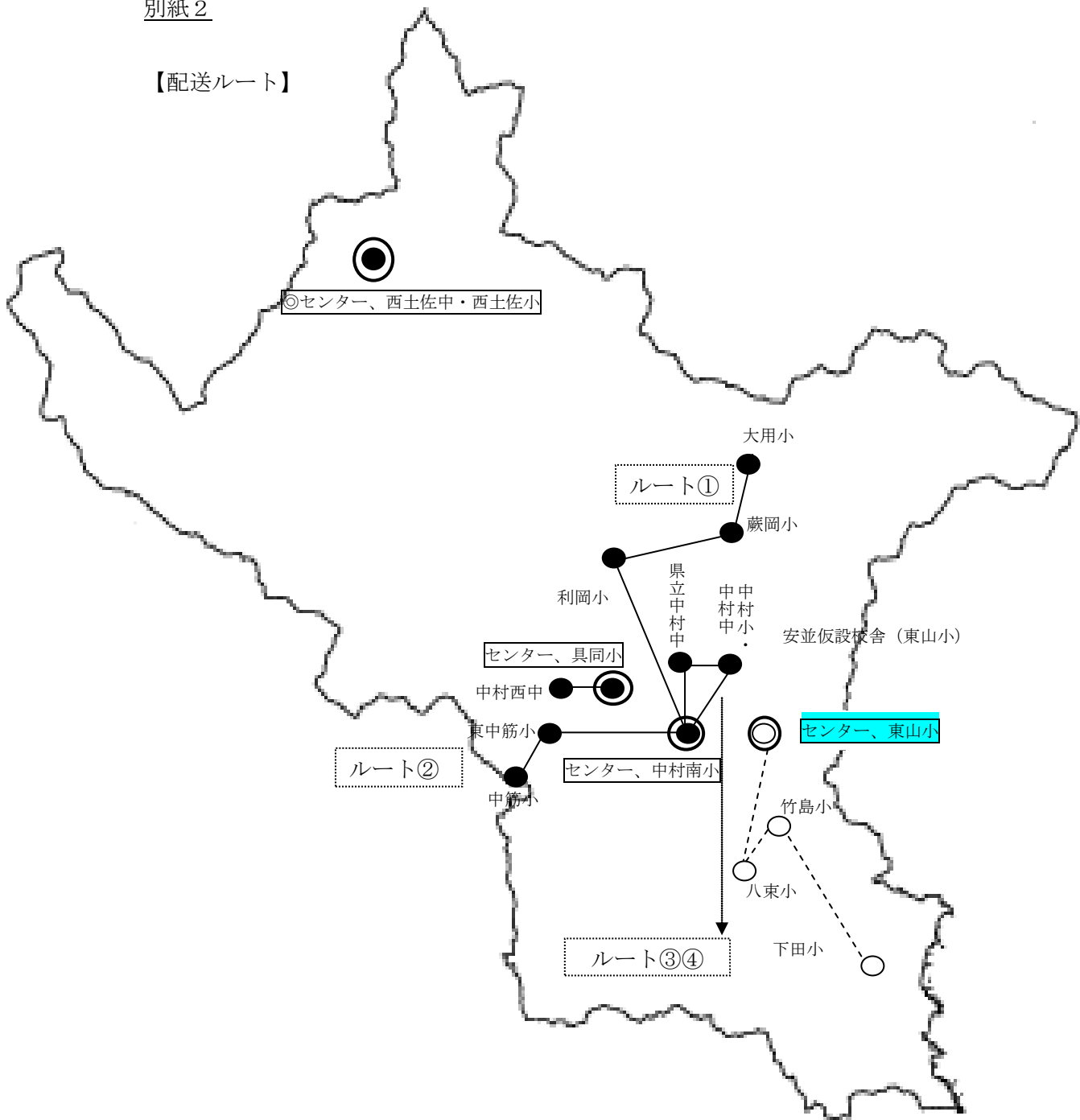
	スクールミールぐどう	中村西中学校
配送	11:45	11:30
回収	13:05	13:30

○四万十市立学校給食センター「スクールミールにしとさ」

	スクールミールにしとさ	西土佐小学校
配送	11:45	11:50
回収	13:50	13:45

別紙2

【配送ルート】



【配送時間等】

○ 四万十市立学校給食センター「スクールミールひがしやま」

	スクールミール ひがしやま	八束小学校	竹島小学校	下田小学校
配送	11:05	11:20	11:30	11:40
回収	13:55	13:40	13:30	13:20

